

監査委員公表 第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和7年4月28日

鹿屋市監査委員	大 蘭 純 広
同	櫛 下 俊 朗
同	原 田 靖

1 監査の基準

鹿屋市監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

市長公室

政策推進課、地域活力推進課

総務部

総務課、デジタル推進課、財政課（契約検査室）、税務課、収納管理課

市民生活部

生活環境課（衛生処理場）、市民課（大始良・高須・花岡・高隈出張所、男女共同参画推進室）、

安全安心課、市民スポーツ課

保健福祉部

福祉政策課、子育て支援課、こども家庭課、健康保険課、高齢福祉課、健康増進課

出納室

監査委員事務局

公平委員会事務局

4 監査の日程

令和6年12月9日から令和7年2月18日まで（45日間）

5 監査対象年度

令和6年度

6 監査の着眼点

鹿屋市監査委員監査実務第11条別表監査等の着眼点（第1節 財務監査、第3節 行政監査）

7 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、監査委員事務局において、諸帳簿や関係書類等の抽出による突合を行った。

その結果を監査委員へ報告し、監査委員による監査を関係職員の説明を求めながら、一部現地調査を行い実施した。

8 監査の結果

監査基準第22条第1項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

(1) 財務監査の結果

ア 財産について

(ア) 普通財産の無償貸付について

鹿屋市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定に基づき、普通財産の無償貸付又は減額貸付について規定されているが、土地の貸付けについて、普通財産の無償貸付に該当しない団体へ、無償貸付けを行っている状況が見受けられた。

(総務部 財政課)

9 監査意見

改善を要する事項として挙げたものの他に、収入事務、支出事務、契約事務及び財産事務等において、事務処理における軽微な誤り等については、関係所属長に指導したところである。

なお、行財政事務の執行に当たっては、鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例に基づき、職員責務の規定の遵守を徹底するなど、事務の適正な執行を確保する体制の充実を図り、適正な執行に努められたい。